

山村振興基本方針(案) (概要版)

1 策定の概要

山村地域の振興については、山村振興法（昭和40年法律第64号）の規定により県が策定している「山村振興基本方針（平成17～26年度）」に基づき、対象市町村が「山村振興計画」を策定し各種施策を総合的に推進している。

今回、現行の方針が平成27年3月末で期間満了となったことから、新たに平成27年度からの方針を策定することとする。

2 目的

国土の保全・水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、地域格差の是正に寄与することを目的とする。

3 方針の期間

10年間（平成27年度～平成36年度）

4 山村振興基本方針(案)の概要

(1) 地域の概況

①地理 ②地勢 ③気象条件 ④人口の動向 ⑤産業構造等

(2) 現状と課題

- ① 山村振興対策の成果
- ② 今後の山村振興対策の課題

(3) 振興の基本方針及び振興施策

- ・「清流の国ぎふ」づくりの視点
- ・地方創生の原点
- ・国土強靱化等の視点
- ・県民協働による振興

- ① 交通施策に関する基本的事項
- ② 情報通信施策に関する基本的事項
- ③ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ④ 経営近代化施策に関する基本的事項
- ⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
- ⑥ 文教施策に関する基本的事項
- ⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項
- ⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項
- ⑨ 集落整備施策に関する基本的事項
- ⑩ 国土保全施策に関する基本的事項
- ⑪ 交流施策に関する基本的事項
- ⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
- ⑬ 担い手施策に関する基本的事項
- ⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
- ⑮ その他施策

(4) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

(参考資料)